



## 実施基準に則った取扱いを強く求める！

### 申22号越後線における徐行予告信号機も建植位置に関する申し入れ

東日本ユニオンは越後線で実施された徐行が運転取扱い実施基準で定められた「徐行箇所から 600M 隔てた箇所に徐行予告信号機を設置する」とした内容が遵守されず、600M の半分に当たる箇所に徐行予告信号機が設置されたことについて、会社の考えを質しました。

#### 徐行箇所と徐行予告信号機設置箇所(600M 手前)の間に駅がある場合の徐行失念対策

- ①徐行予告信号機を所定の箇所と駅のホーム末端に設置する
- ②徐行注意看板の設置
- ③徐行予告信号機を駅のホーム末端に設置する

\*徐行箇所の 600M 隔てない短い箇所に設置する

どれを選択するかは現場の状況などを鑑みてその都度設備UTとモビサUTが検討して判断する

## 明確な判断基準は明らかにならず！！

同じ徐行の越後線青山～関屋間では徐行予告信号機が駅の手前と、ホーム末端の2箇所に設置されていました。しかし、今回は運転取扱い実施基準の定めを遵守せず、本来徐行予告信号機を設置すべき箇所より手前に設置しても安全が保たれると判断した根拠があるはずです！

## 担当者によって変わる安全対策ではなく 明確な基準に則った対策を強く求める！